

正会員 ○ 梅崎 照城*¹同 友清 貴和*²

研究の目的と今後の展望

地域施設計画における圏域設定手法に関する研究 その1

1. はじめに

今回の報告は、本編を含めて3編で構成される。まず、本編では、研究全体の目的と方法、今までの調査分析の概要を述べ、今後の研究の方向について展望する。さらに、以下2編では、具体的に宮崎県と大分県の行政圏域の歴史的事例を述べる。

2. 研究の背景と目的

地域施設の計画においては、施設の機能とサービス内容に合わせて、受益範囲を「計画圏域」として設定するのが、オーソドックスな手法である。しかし、公共施設の多くでは、行政圏域がサービスの受益範囲として先に設定された後、これに合わせて施設機能やサービス内容が決定され、いわゆる計画手法の逆転がみられる。このため、行政圏域は、行政サービスや公共施設の受益範囲として先行し、住民生活に直接大きな利害をもたらしている。

このように、地域施設およびサービス計画に重要な役割を果たしている行政圏域は、既存のものとして疑われることなく、地域施設計画が進められてきた。しかし、行政圏域が歴史的にどのような成立過程を経てきたか、行政圏域が施設の計画圏域とどのような整合性をもっているかを明らかにすることは、地域施設計画のなかで非常に重要な課題である。

本研究は、以上のような問題意識のもとで、住民に一番身近な行政圏域である市町村の区域割の経緯を歴史的資料に尋ね、行政圏域の成立過程と生活圏域との整合性を明らかにし、施設やサービスの圏域設定の際に行政区域割が担う役割を、施設体系別に整理し、地域施設計画の圏域設定のための知見を得ようとするものである。

3. 研究の方法

本研究では、現時点を基準に次第に過去に遡ること

により、現在の市町村の区域割がどの時代のどのような区域割をもとに成立してきたか、地区の同定と離散合併の要因分析を行う。具体的には、以下の4項目である。

- ①昭和28年の市町村合併促進法制定以降今日まで、合併が進んだ所と合併できなかった所を明らかにし、その要因を地理・政治・経済・住民生活などの面から分析する。
- ②明治22年に市町村制が敷かれた時、どのような理由で線引き計画がなされ、実際はどのような区域割がなされたか、各々の理由や要因を明らかにする。
- ③江戸時代の藩・郡・郷がどのように区域割されていたかを同定するとともに、明治の市町村区分にどのような影響を与えていたかを調べる。
- ④徳川政権以前の国・郡は、どのような区域割であったか、この区域割は以降の行政区域割にどの程度影響していたのか、住民の生活とどの程度密着していたのかなどを明らかにする。

4. 調査対象の選定

昨年度は、徳川政権時代薩摩藩1藩で支配され、外城制度という独特の行政支配がなされていた鹿児島県を対象に、当時の文献を捜し出し、調査分析を行なった。

本年度は、昨年度の調査分析と同じ研究計画と方法で、宮崎県と大分県を研究の対象とした。

宮崎県は、江戸時代一部を薩摩藩に支配されていたため薩摩藩の影響が残っていると推測される。また、明治4年の廃藩置県の際、都城県と美美津県が置かれ、後ほど宮崎県に統一された所である。

大分県は、江戸時代は8藩1天領の支配下にあり、鹿児島県と全く異なった行政支配がなされていた。また、豊前藩は、現在の福岡県と大分県に分割併合された経緯がある。

A study on the purpose and the prospects in the future
A study on the zoning techniques for the facility area No.1

5193

Umezaki Teruki et al.

以上の2県の分析結果と昨年度の結果を併せて考察することにより、現在の市町村の地区割がどのように成立してきたか、地区の同定と離散合併の歴史的要因分析を行った。

5. 行政区域の歴史的経緯

わが国の行政区割り、古くは7世紀に進められた「班田収授法」による国・郡で、その後鎌倉時代武家社会に見直された国・郡、太閤検地による年貢取り立て圏域、徳川幕府下の藩・郡・郷制度と続く。明治になると近代国家を目指して、22年に市町村制が敷かれ、現在の行政区域割の基礎が整えられた。戦後は民主主義と地方分権確立のため、昭和28年に町村合併促進法が制定され、今日に至っている。この行政区域割の離散集合過程を歴史的にみると、地域の財政事情や利権および風俗文化などを下敷に、住民対立や覇権争いが行われてきた。このため、ある時代の行政区域割は、当時の政治・経済・文化等の反映である。

6. 分析結果の概要

鹿児島県・宮崎県・大分県の現在に至る市町村成立過程を比較することで、各々の行政圏域の特徴をまとめよう。考察を行うと以下のように整理できる。

鹿児島県は、江戸時代薩摩藩1藩で支配され、外城制度という独特の行政支配がなされた。明治22年の市町村制施行に当たって、政府の方針は「300～500戸をもって1村とする」ものであった。しかし、江戸時代の数個の町村を集めた郷を単位として新市町村境界線が決定された。これは、政府の方針とは異なった区域割で、平均1445戸の大規模な市町村を成立させた。その後、この市町村制施行後の境界線が、昭和28年の町村合併促進法の施行で多少編成をされたものの現在の市町村区域割りに色濃く残っている。

宮崎県は、中世の荘園乱立時代、江戸時代の諸藩分割による統治であった。江戸時代薩摩藩に支配されていた区域は、市町村制施行時の新市町村境界線が、鹿児島県と同様に郷域を基準として決定されたのではないかと推測される。しかし、薩摩藩支配のなかでも都城領は、郷域と新市町村境界線の一致をみななかった。また、江戸時代薩摩藩が支配していなかった区域については、平野部と平野部以外で行政区域の変遷に違い

がみられた。平野部（現在の宮崎市周辺）では、歴史的にも覇者による領域争いが行われ、耐えず境界線が変化していた。平野部以外では、幕藩時代の藩境界線、遡れば荘園時代の郷・荘・院の境界線と市町村制施行時の新市町村境界線の一部が一致をみた。

大分県では、江戸時代大小数個の藩により独自の組織体系で統治されていたため、鹿児島県と違った行政圏域の区割りが、市町村制施行時に行われた。鹿児島県の郷域単位での大規模市町村区域割りに対して、江戸時代鹿児島県の郷と似た組織である組・永手が存在していた大分県は、この組・永手の領域よりむしろ明治17年行政区画の改正で「500戸ほぼ5ヶ町村を基準とする区域（連合町村）」をもとに新市町村境界線が決定された。その結果、大分県は、市町村制施行時に1町村当たりの平均戸数が555戸と、政府が掲げた方針にはほぼ沿う形で新市町村境界線が決定された。

これら3県について言えることは、現在の市町村境界線が、明治22年の市町村制施行時の新市町村境界線を基準として、昭和の大合併（町村合併促進法）を経て成立していることである。

しかし、これら3県は、平穏に市町村境界線が推移されたわけではない。鹿児島県は、江戸時代の郷域による支配が強すぎたため市町村合併に際して困難を極めた。また、大分県・宮崎県（薩摩藩以外で都城領を除く）は、市町村制施行時の区域において個々の町村から異論が唱えられ、その編成に苦労を重ねた。

つまり、市町村の区域割が大きく改正される分岐点では、以前からの生活共同体意識が強く残されているため、容易に決定されることはなかった。

7. 今後の研究の方向

今後は、道路・地形・電話・郵便番号等の情報系統図、通勤通学依存・青果市場取引圏等の生活行動圏図、等々現存する各公共施設やこれに準じる施設の利用圏域および各種サービスの受益範囲を地図上に落とし、生活圏の構成状況を把握する。さらに、これらの成果である行政圏域の歴史的離散合併過程と重ね合わせて、どの受益範囲がどの時代の行政圏域と重なるか重ならないかを判断し、行政圏域と地域施設計画の圏域設定区域の整合性の度合いを明らかにしていきたい。

*1 鹿児島大学大学院 *2 鹿児島大学助教授・工博